

## 令和5年度排出量・移動量の集計結果（岡山県）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づく PRTR 制度では、一定の要件を満たす事業者は、毎年度自らが取り扱った第一種指定化学物質（※1）の前年度における環境中への排出量等を把握し、県を經由して、国に届け出ることとされています。国は、届出データを集計するとともに届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出される対象化学物質の量を推計し、二つのデータを併せて公表します。

岡山県では、国の集計結果をもとに県内の対象化学物質の排出量・移動量を次のとおりまとめました。

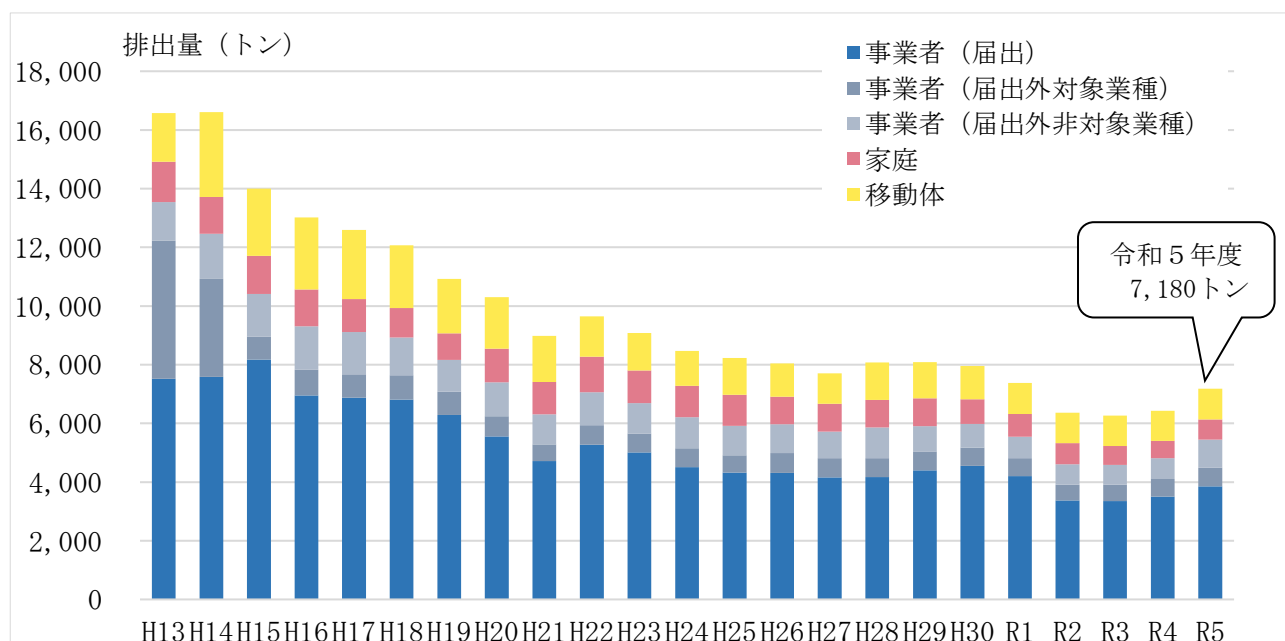
※1 化管法施行令で定められた 515 物質

※2 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがあります。

### 1 総排出量

総排出量は、事業者によって届けられた対象化学物質の環境に排出される量（届出排出量）及び届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから排出される量（届出外排出量）の合計で表します。

令和5年度の総排出量は、7,180 トンで、長期的にみると減少傾向にあります。



注) 届出排出量を事業者（届出）で示している。

平成15(2003年)年度以降は、届出対象となる化学物質の年間取扱量が5tから1tに変更されている。

令和5(2023年)年度以降は、対象化学物質が462物質から515物質に変更されている。

図1-1 総排出量の推移

令和5年度の岡山県内の総排出量は、全国の排出量の2%でした。

また、排出源別の割合は、事業者が76%、家庭が9%、移動体が15%であり、近年大きな変化はありません。

表1-1 令和5年度 総排出量の集計結果

単位：トン／年

区 分		岡山県	(全国比)	全国
届出排出量	事業者(届出)	3,850	(2.81%)	136,877
届出外排出量 (推計値)	事業者(届出外対象業種)	632		42,922
	事業者(届出外非対象業種)	966		70,426
	家庭	681		33,661
	移動体	1,052		55,259
	小計	3,330	(1.65%)	202,268
総排出量		7,180	(2.12%)	339,145

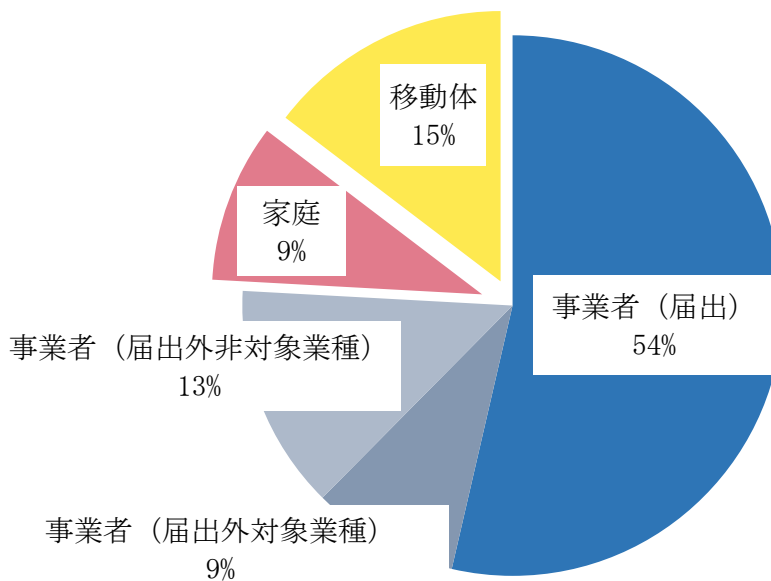


図1-2 令和5年度 総排出量の排出源別の割合

なお、届出の対象とならない事業者や家庭、移動体から排出される量(届出外排出量)については、以下の事項ごとに国が算出しています。

- (1) 事業者(届出外対象業種)：対象業種に属するが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため対象事業者とならない事業者からの排出量
- (2) 事業者(届出外非対象業種)：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量
- (3) 家庭：家庭からの排出量
- (4) 移動体：移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機)からの排出量

総排出量を物質別に集計した結果は次のとおりです。トルエン、キシレン、ヘキサン等が上位を占めており、全国の集計結果と同様です。

トルエンやキシレンは事業者から、AE(\*1)やLAS(\*2)は家庭から多く排出されており、物質により主な排出源が異なります。

表 1-2 令和5年度 物質別の総排出量（上位 10 物質）

単位：トン／年

順位	物質名	届出排出量	届出外排出量				合計
		事業者（届出）	事業者（届出外対象業種）	事業者（届出外非対象業種）	家庭	移動体	
1	トルエン	1,175	139	91	1	378	1,784
2	キシレン	646	74	226	7	220	1,173
3	ヘキサン	597	39	3	0	70	709
4	エチルベンゼン	397	56	90	6	57	606
5	AE(*1)	0	10	46	252	—	308
6	ジクロロメタン	220	27	—	—	—	247
7	トリメチルベンゼン	67	5	116	2	49	239
8	メチルイソブチルケトン	163	37	17	0	—	217
9	LAS(*2)	0	25	8	104	—	137
10	グリホサート等(*3)	—	—	127	0	—	127

注) 表中の「—」は、推計対象としていない項目である。

\*1 AEは、ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る）

\*2 LASは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る）

\*3 グリホサート等は、グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩

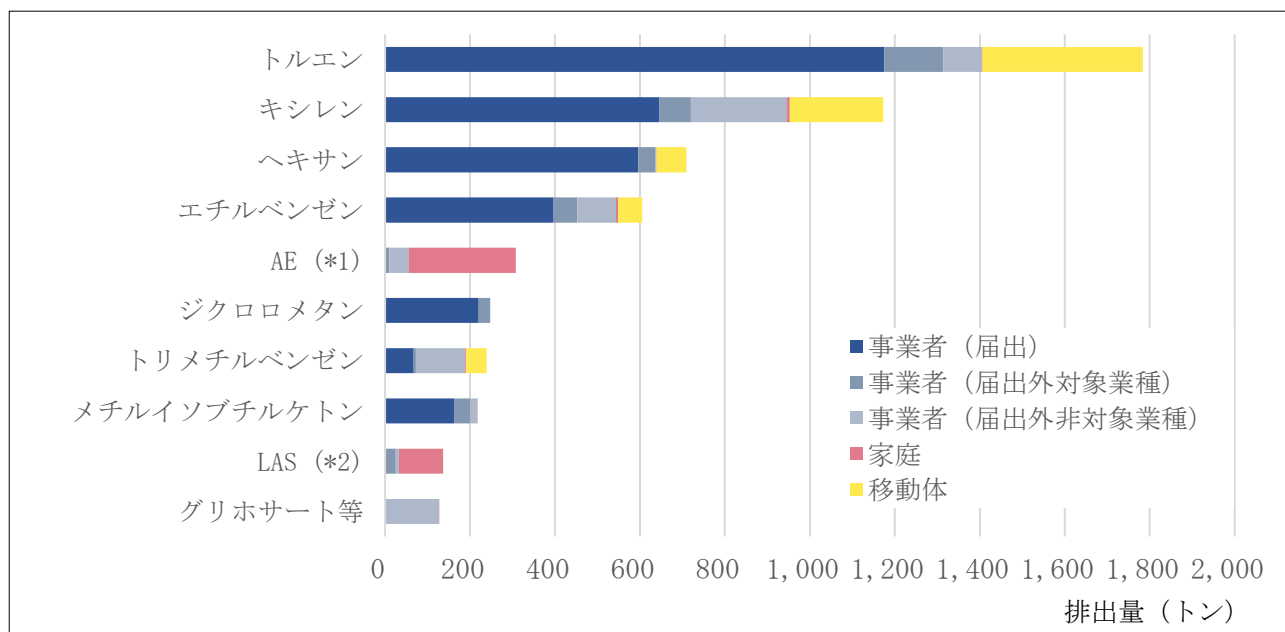


図 1-3 令和5年度 物質別の総排出量（上位 10 物質）

表 1 - 3 物質別の主な用途

順位	物質名	主な用途
1	トルエン	溶剤・合成原料等、自動車等の排出ガス、接着剤・塗料等に含有
2	キシレン	溶剤・合成原料等、自動車等の排出ガス、接着剤・塗料等に含有
3	ヘキサン	溶剤等、ガソリンや灯油の蒸発ガス、自動車の排出ガス等に含有
4	エチルベンゼン	溶剤等、自動車等の排出ガス、塗料等に含有
5	AE	洗浄剤等の界面活性剤

## 2 届出排出量・届出移動量

事業者によって届けられた対象化学物質の環境に排出される量（届出排出量）及び事業所の外に移動する（届出移動量）の集計結果は次のとおりです。

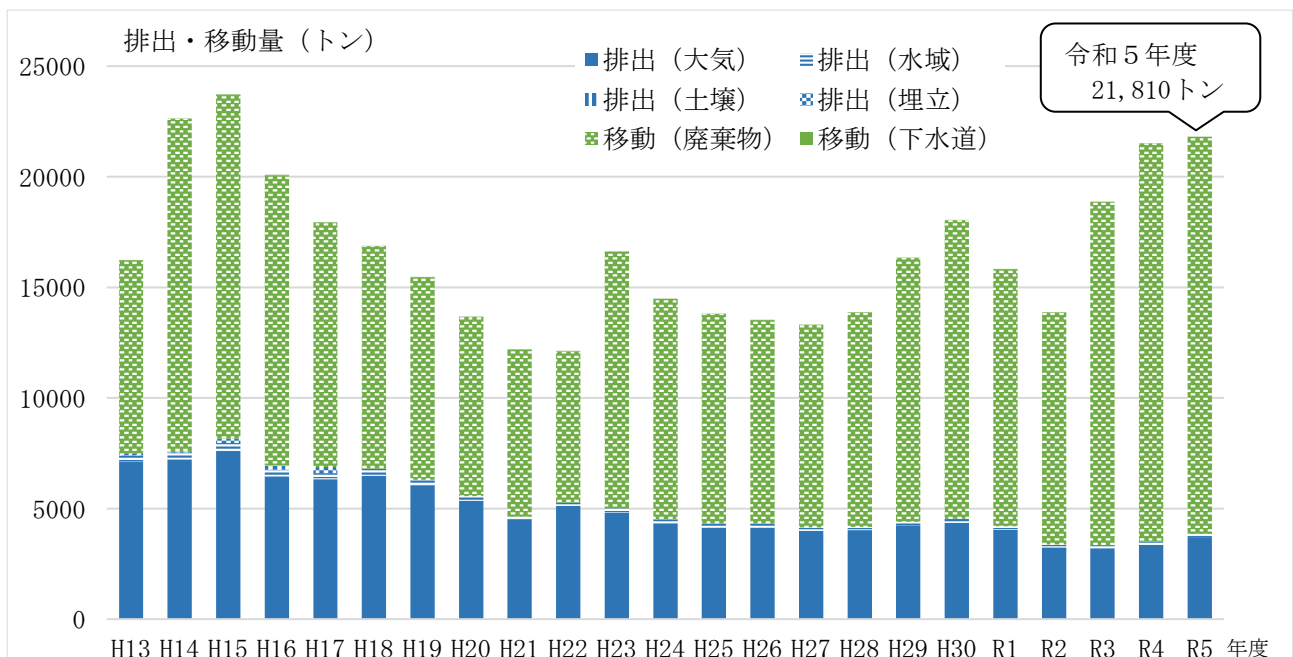
令和5年度は、759事業所の届出があり、排出及び移動量は21,810トンでした。排出量は減少傾向にありますが、移動量は年度によって増減しています。

また、排出及び移動量の内訳は、大気への排出が17%、水域への排出が1%、廃棄物への移動が82%であり、製造工程で発生する対象化学物質の多くが廃棄物として回収され処分されていることを示しています。

表2-1 令和5年度 届出事業所数、届出排出量及び届出移動量の集計結果

単位：トン／年

区 分	岡山県	(全国比)	全国
届出事業所数（箇所）	759	(2.34%)	32,502
届出排出量	3,850	(2.81%)	136,877
大気	3,711		117,169
公共用水域	139		12,431
土壌・埋立処分	0		7,276
届出移動量	17,960	(6.76%)	265,789
下水道	10		1,803
廃棄物	17,950		263,986
届出排出量・移動量合計	21,810	(5.42%)	402,666



注) 平成15(2003)年度以降は、届出対象となる化学物質の年間取扱量が5tから1tに変更されている。  
 令和5(2023年)年度以降は、対象化学物質が462物質から515物質に変更されている。

図2-1 届出排出量及び届出移動量の推移

排出及び移動量を物質別に集計した結果は、次とおりです。

マンガン、トルエン並びにクロム及び三価クロム化合物の廃棄物への移動量は、それぞれ 1,000 トンを超えており、排出量と移動量の合計で全体の 69%を占めています。

表 2-2 令和 5 年度 物質別の届出排出量及び届出移動量（上位 10 物質）

単位：トン／年

順位	物質名	排出量		移動量		合計
		大気	水域	下水道	廃棄物	
1	マンガン及びその化合物	1	14	0	10,887	10,902
2	トルエン	1,175	0	0	1,933	3,108
3	クロム及び三価クロム化合物	0	1	0	1,042	1,043
4	酢酸ビニル	63	0	0	827	890
5	キシレン	646	0	0	239	885
6	ヘキサン	597	0	0	131	727
7	エチルベンゼン	397	0	0	172	569
8	テトラヒドロフラン	34	0	0	368	402
9	N,N-ジメチルホルムアミド	52	1	0	276	329
10	メチルイソブチルケトン	163	0	0	129	292

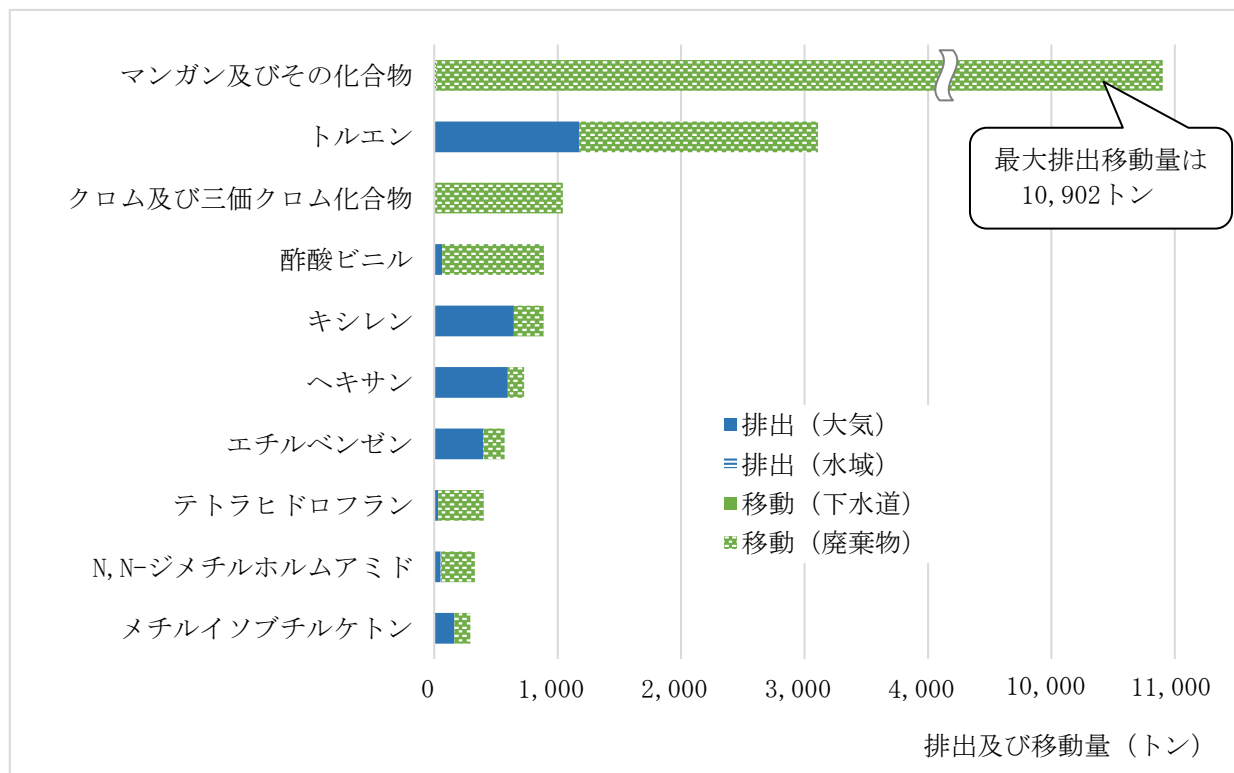


図 2-2 令和 5 年度 物質別の届出排出量及び届出移動量（上位 10 物質）

表 2-3 物質別の主な発生業種

順位	物質名	主な発生業種（排出・移動先の媒体）
1	マンガン及びその化合物	鉄鋼業（廃棄物）
2	トルエン	医薬品製造業（廃棄物）、化学工業（廃棄物）
3	クロム及び三価クロム化合物	鉄鋼業（廃棄物）
4	酢酸ビニル	化学工業（廃棄物）
5	キシレン	船舶製造・修理業、船用機関製造業（大気）、 化学工業（廃棄物）
6	ヘキサン	化学工業（大気、廃棄物）、食料品製造業（大気）
7	エチルベンゼン	化学工業（廃棄物）、 船舶製造・修理業、船用機関製造業（大気）、 ゴム製品製造業（大気）
8	テトラヒドロフラン	化学工業（廃棄物）、医薬品製造業（廃棄物）
9	N,N-ジメチルホルムアミド	化学工業（大気、廃棄物）
10	メチルイソブチルケトン	ゴム製品製造業（大気）、化学工業（廃棄物）

注）物質別の排出・移動量に占める割合が 15%以上の業種を主な発生業種としている。

なお、対象事業者によって届けられた第一種指定化学物質の環境に排出される量（届出排出量）及び事業所の外に移動する量（届出移動量）については、以下の区分ごとに算出されています。

- (1) 大気：大気への排出
- (2) 水域：公共用水域への排出
- (3) 土壌：事業所内の土壌への排出
- (4) 埋立処分：事業所内への埋立処分
- (5) 下水道：下水道への移動
- (6) 廃棄物：廃棄物としての事業所外への移動

### 3 届出排出量

事業者によって届けられた対象化学物質の環境に排出される量（届出排出量）を排出先や市町村ごとに集計した概要は、次のとおりです。

表 3-1 令和5年度 届出排出量の多い物質（上位5物質）

排出先：大気

順位	物質名	排出量(トン)	主な発生業種
1	トルエン	1,175	ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業
2	キシレン	646	船舶製造・修理業、船用機関製造業、ゴム製品製造業
3	ヘキサン	597	化学工業、食料品製造業
4	エチルベンゼン	397	船舶製造・修理業、船用機関製造業、ゴム製品製造業
5	ジクロロメタン	220	木材・木製品製造業、プラスチック製品製造業

排出先：水域

順位	物質名	排出量(トン)	主な発生業種
1	ほう素化合物	54	化学工業
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	26	下水道業
3	亜鉛の水溶性化合物	16	鉄鋼業、下水道業
4	マンガン及びその化合物	14	鉄鋼業
5	モリブデン及びその化合物	14	化学工業

注) 物質別の排出量に占める割合が 15%以上の業種を主な発生業種としている。

表 3-2 令和5年度 市町村別の届出排出量の概要

順位	市町村	届出排出量 (トン/年)	届出 事業所数	届出排出量の多い物質
1	倉敷市	2,061	156	ヘキサン、キシレン、トルエン
2	岡山市	682	191	トルエン、酢酸ビニル、 N,N-ジメチルホルムアミド
3	玉野市	177	21	ヘキサン、キシレン、テトラヒドロフラン
4	津山市	133	42	ジクロロメタン、トリクロロエチレン、 トルエン
5	久米南町	120	2	トルエン、亜鉛の水溶性化合物、 マンガン及びその化合物
	その他の市町村	678	347	-
	合計	3,850	759	-